

## 省エネ機器等導入推進事業助成要領

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会（以下「漁安協」という。）は、「漁業経営セーフティーネット構築等事業費補助金交付要綱」（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）、「漁業経営セーフティーネット構築等事業実施要領」（平成22年3月30日付け21水漁第3037号農林水産事務次官依命通知）及び「漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について」（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）に基づき省エネ機器等導入推進事業を実施するため、以下のとおり省エネ機器等導入推進事業助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

### 1. 事業の目的

漁業経営の改善に意欲的な漁業者グループが行う効率的かつ先進的な操業手法の導入・省エネ環境対応型漁業への転換を図る取組及び省エネ性能が相当程度優れた漁業用機器（以下「省エネ機器」という。）の導入支援を行い、これまで以上の省エネ取組を推進することにより、燃油高騰に左右されない強い漁業経営を目指すことを目的とする。

### 2. 漁業者グループの要件等

助成対象となる漁業者グループの要件は、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入する漁業者であり、5名以上で構成されたグループであって、その代表者は65歳未満（事業着手時点）であること。

ただし、構成員に、東日本大震災により漁船または漁具（漁業用機器設備を含む。）に被害を受けた漁業者（以下「被災者」という。）が含まれている場合において、その被災者が漁業経営セーフティーネット構築事業に加入していなくても構わない。

### 3. 支援の対象となる省エネ機器と助成対象経費

#### ① 支援の対象となる省エネ機器

メーカーまたは販売店が作成する性能証明書等で燃油使用量に関する数値が比較可能であり、現在使用している機器と比べ10パーセント以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器とする。また、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上の省エネ機器とする。また、1人1機種1台までとする。漁船用エンジン（船内機または船外機）については、以下の通り定める。

### ○漁船用エンジン（船内機または船外機）

現在使用している漁船用エンジンと比べ5パーセント以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（以下、「復興事業」という。）において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載された機器であること。

「省エネ機器設備の基準適合証明書（資料①）」を添付して導入する省エネ機器が適合していることの証明が必要。「省エネ機器設備基準」とは、一般社団法人海洋水産システム協会が復興事業で定めた基準のこと。

※予算の範囲内において、漁船用エンジン（船内機または船外機）を導入する場合、現在使用している漁船用エンジンと比べ10パーセント以上燃油使用量が削減可能な場合のみ、燃油消費計モニターを導入することができる。

○機器の付属品を導入したい場合、燃油を消費せず、かつ、本体機器の本来の機能・構造を著しく改変しない付属品について、本体機器の燃油消費量が10パーセント以上削減可能なことであることが、公的機関等が公表するデータにより証明できるものに限る。この場合は、付属品の設置前と後の燃油消費量の比較とする。

#### ② 助成対象経費

助成対象経費は、上記①の省エネ機器本体価格の1/2以内（※（下取価額を控除し、消費税を除く））を助成する。

また、助成金の額は、千円単位（千円未満切り捨て）とし、省エネ機器本体価格以外の経費は一切認めない。

#### ③ 事業適用期間

本事業による省エネ機器導入は、助成金交付決定の日から平成27年3月31日までに完了するものとする。

#### ④ 過去の事業との関連

本事業の平成25年度補正事業分や平成21～23年度事業の体質強化グループ活動支援事業及び平成23～26年度の復興事業で、助成承認を受けた漁業者の処分制限期間を超えていない機器を被代替機とする場合には、本事業で助成の対象としない。

### 4. 漁業者グループからの応募（第一次募集）

本事業を実施しようとする漁業者グループは「省エネ機器等導入推進事業における省エネ計画承認申請書」（別紙様式第12号）、「漁業者グループの概要と省エネ計画」（別紙様式第12号の別添1）のほか、下記提出書類を漁安協へ提出する。

※被災者が含まれている場合は、具体的に被害内容及び被害による操業への影響等に関し、「被害状況説明調書」（別紙様式第12号の別添2）へ記載し、提出すること。

例：津波の影響で漁船が岸壁に衝突したことにより漁船右舷が大破したため、修理に要した3ヶ月間、操業出来なかった等

- 提出締め切り期日：平成27年2月20日（金）  
\*ただし、受け付けた結果、予算額に満たなかった場合は、第二次募集を行う。
- 提出先：〒101-0047  
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル6階  
一般社団法人 漁業経営安定化推進協会  
  
TEL：03-6895-0100  
FAX：03-6895-0107  
  
Eメール：[kiki@gyoankyo.or.jp](mailto:kiki@gyoankyo.or.jp)  
ホームページ：<http://www.gyoankyo.or.jp/>
- 本事業の平成25年度補正予算事業で使用したグループ名を再度使用して申請する場合は、グループ名の後に「26」を付けること。
- 提出書類
  - a 省エネ機器等導入推進事業における省エネ計画承認申請書（別紙様式第12号）、「漁業者グループの概要と省エネ計画」（別紙様式第12号の別添1）、被災者が含まれている場合は「被害状況説明調書」（別紙様式第12号の別添2）
  - b メーカーまたは販売店が作成する機器の基準適合証明書（資料①、現在使用している機器設備と導入する省エネ機器の燃油消費量等が記載されていること。）
  - c 漁業者グループの規約（資料②）
  - d 省エネ機器の経費に係る入札、相見積書（明細が一式となっているものは認めない。）
  - e 省エネ機器の管理運営規程（資料③）
  - f 取得した省エネ機器の財産管理台帳（資料④）
  - g グループ所有契約書（資料⑤）
    - （注1）入札・相見積は3社以上からとること
    - （注2）入札・相見積をとる際、以下に掲げる者から調達する場合には、利益排除を行うこと
      - ア 構成員自身
      - イ 構成員の100%同一資本（出資）に属する上記アのグループ企業
      - ウ 構成員の関係会社（上記イの企業等を除く）
    - （注3）見積書の明細は、本体、オプション品（付属機器別）、その他（資材、工賃などの明細添付）の費用を区分すること
  - ※漁業者グループの各構成員が複数のメーカーから省エネ機器を購入することや複数の販売店より購入することは構わない。ただし、同一機種は、見積価格の最も安い販売店より購入するものとする。
  - h 浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）の別記様式すでに、水産庁長官の承認した浜プランについては承認通知書（写し）も

- 添付すること  
i 連絡先登録用紙

## ●書類の提出部数は、正副2部とします。

### 5. 採択の優先順位

募集が多数の場合は、予算の範囲内で、以下の要素を勘案し、優先順位を付けて採択を行う。

- ・ 漁業者グループ構成員の浜プランへの参画状況
- ・ 漁業経営セーフティーネット構築事業の加入状況等
- ・ 漁業者グループ構成員の中に、東日本大震災の被災者がいるか。
- ・ 漁業者グループ構成員の中に、本事業の平成25年度補正事業分や平成21～23年度の体質強化グループ活動支援事業及び平成23～26年度の復興機器設備事業で助成を受けた漁業者がいるか。
- ・ その他、漁安協及び省エネ機器等評価委員会が別に定めるもの（漁業経営体数や漁獲量のバランスなど）

### 6. 事業の計画承認及び交付決定

- ① 漁安協は、応募のあった「省エネ機器等導入推進事業における省エネ計画承認申請書」に記載された省エネ機器が助成要件に適合することを確認する。
- ② 漁安協は、漁業者グループから提出された省エネ計画承認申請の内容が適切であると認められた場合、予算の範囲内で「省エネ機器等導入推進事業費助成金承認通知書」（別紙様式第13号）を通知する。
- ③ 通知を受けた漁業者グループは、「省エネ機器等導入推進事業費助成金交付申請書」（別紙様式第15号）及び「平成26年度省エネ機器等導入推進事業で導入する省エネ機器について（交付申請）」（資料⑥）により漁安協へ交付申請を行い、漁安協は申請内容を確認した上で、「省エネ機器等導入推進事業費助成金交付決定通知書」（別紙様式第16号）を交付する。

### 7. 事業結果の報告及び助成金の請求

- ① 漁業者グループは、事業終了後、下記提出締切期日までに以下の必要な書類を添付し、「省エネ機器等導入推進事業に関する実績報告書」（別紙様式第14号）、「省エネ機器等導入推進事業費助成金精算払請求書」（別紙様式第18号）及び「平成26年度省エネ機器等導入推進事業で導入する省エネ機器について（実績報告）」（資料⑦）を漁安協へ提出する。
- ② 漁業者グループからの助成金の請求は、基本的には一括精算払いとするが、事業途中で概算払いを請求することができる。概算払いについては、事前に漁安協と協議し、漁安協が適当と認めた場合に「省エネ機器等導入推進事業費助成金概算払請求書」（別紙様式第17号）をもって請求できる。

○添付書類

ア 請求額確認のための証ひょう書類

請求にあたっては、契約関係書類（ある場合）、請求書・領収書、振込依頼書（金融機関の振込証明書でも可）・納品書（すべて写し）等を添付する（別掲参照）。

イ 工事完了を証明する書面

導入する省エネ機器の工事等の完了を証明する下記の書類等を提出すること。

- a 施工業者等が発行した工事等の完了証明
- b 設置位置図・仕様書・設計図等の省エネ機器の所在及び内容を示す図面
- c 工事完了及び省エネ機器の型式を特定し得るよう、複数枚で構成した証拠写真（写真での証明ができないものについては助成できない。）

ウ 省エネ機器に係る入札書や相見積書（写）、交付決定通知（写）。

○ 交付請求締切期日（暫定）：平成27年3月31日（火）

## 8. 助成金の支出

漁安協は、助成要領6の①の「省エネ機器等導入推進事業に関する実績報告書」（別紙様式第14号）等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、漁業者グループに対し、「省エネ機器等導入推進事業の助成額の確定通知」（別紙様式第19号）により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機関に開設した漁業者グループの口座に助成金の支出を行う。

## 9. 導入する省エネ機器に係る管理

漁業者グループは、本事業により導入した省エネ機器については、「省エネ機器等導入推進事業で取得した機器設備の管理運営について」に基づき、「省エネ機器等導入推進事業の管理運営規程」及び「省エネ機器の管理台帳」を作成するとともに、適正な管理運営を行わなければならない（資料③及び④を参照のこと。）。

## 10. 文書の保管

漁業者グループの会計帳簿及び収支に関する証拠書類の保管期間は、補助事業完了の日の属する会計年度の終了後、5年または上記処分制限期間のうち、どちらか長い期間とする。

## 11. 交付決定後の事業内容変更

事業を実施した漁業者グループは、次の場合は、漁安協と協議し変更の承認を受けなければならない（疑義が生じたら、速やかに漁安協に相談すること）。

① 変更承認が必要な場合

- a 漁業者グループの代表者及び構成員の変更
- b 省エネ機器又はその設置（管理）場所の変更
- c 漁安協が変更申請の必要があると認めた場合

② 変更承認に必要な提出書類

- a 変更内容を確認できる資料（議事録）
- b 省エネ機器等導入推進事業変更実施申請書（別記様式第3号-2）
- c 省エネ機器導入計画（変更）（別添1）
- d 省エネ機器導入の管理運営規程

- e 省エネ機器等導入推進事業により取得した機器設備の財産管理台帳
- f グループ所有契約書

## 12. 他事業への参加に伴う漁安協への報告

以下の①及び②に該当する場合には、漁業者グループは漁安協に対して速やかに連絡すること。漁安協への連絡の結果あるいは連絡をしないまま該当の事実が明らかとなった際には、①の場合は採択不可又は取消、②の場合は本事業による助成金の返還を求めることがあります。

- ① 本事業に参加する時点で、漁業者グループ（または構成員）が、本事業で助成を受け導入する省エネ機器を活用し、他補助事業（国・県を問わず）に参加することが明らかな場合
- ② 本事業に参加した漁業者グループ（または構成員）が、本事業で助成を受け導入した省エネ機器を活用し、他補助事業（国・県を問わず）に参加することが明らかとなった場合

以 上